

# 平成 26 年度第 1 回岐阜県障害者施策推進協議会 議事概要

○日 時 平成 26 年 9 月 5 日 (金) 10:00~12:00

○場 所 ふれあい福寿会館 第 1 棟 14 階 展望レセプションルーム

【協議会委員】

(敬称略)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学 識	岐阜大学教育学部	教授	池谷 尚剛	教育	(会長)
	岐阜県臨床心理士会		大森 智子	臨床心理・相談支援	欠席
	岐阜経済大学	教授	佐藤 八千子	福祉	
	岐阜大学医学部	准教授	西村 悟子	医療	欠席
	岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医療	欠席
	岐阜県議会	厚生環境委員長	水野 正敏	県議会(厚生環境)	
障 が い 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会長	松井 逸朗	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	理事	前田 光雄	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会長	水野 義弘	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	理事	日比奈 緒美	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	副会長	水谷 裕子	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理事長	柴田 勇夫	知的障がい	
	岐阜県知的障害者支援協会	会長	小坂 孫次	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会長	水野 佐知子	発達障がい	
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理事長	中村 剛	精神障がい	欠席
	副理事長	山田 偉雄	精神障がい	(中村委員代理)	
行 政	岐阜労働局	職業安定部長	山口 泰久	労働行政	欠席
		職業対策課長	牧野 俊昭	労働行政	(山口委員代理)
	岐阜障害者職業センター	所長	川名 信夫	障がい者雇用	
	岐阜県市長会	本巢市長	藤原 勉	市町村行政	欠席
	岐阜県町村会	垂井町長	中川 満也	市町村行政	

委員 20 名 (出席委員 16 名)

## 【オブザーバー】

(社福)岐阜県福祉事業団 専務理事 今井 幹生

## 【岐阜県】

健康福祉部長	石原 佳洋
健康福祉部次長	土井 充行
健康福祉政策課長	後藤 賢也
地域医療推進課障がい児者医療推進室長	都竹 淳也
保健医療課総括管理監	林 文雄
高齢福祉課長	丹羽 誠
障害福祉課長	尾崎 浩之
地域福祉国保課長	柳 友仁
労働雇用課長	渡辺 明德

出席者計 27 名

## 【議 題】

- (1) 「第2期岐阜県障がい者支援プラン」及び「第3期岐阜県障害福祉計画」の平成25年度進捗状況について
- (2) 岐阜県障がい者総合支援プラン(仮称)策定について
  - ①障がい者総合支援プラン(仮称)骨子案について
  - ②障がい福祉施設入所者の状況について
- (3) 障がい者用体育館の整備について

## <開 会>

- 開会あいさつ (健康福祉部長)
- 会議趣旨説明 (事務局)

## <議 事>

### 1 「第2期岐阜県障がい者支援プラン」及び「第3期岐阜県障害福祉計画」の平成25年度進捗状況について(事務局説明)

- 事務局説明 (資料1、2により説明)
- 意見・質疑等 (→の部分は回答及び説明)

- ・ 就労している方の年齢、障がい種別、障がい程度はどのようになっているか。発達障がいのような目に見えない障がいのある方は、なかなか就労がうまくいっていないと思う。療育手帳を持たない発達障がいの方の中には大学を出ているような人もいるが、発達障がいは複雑で途中でリタイヤしてしまう人も多い。そういう方たちがいることをご理解いただき、ご配慮いただきたい。また、知的障がいのある方の中にも自閉症の方がいるということを見逃さず、カバーしていただければ嬉しい。
  - 県内の障がい者全体で3,642名が雇用されている。うち、身体障がい者2,457名、知的障がい者971名、精神障がい者214名。発達障がい者の方で、平成25年度に新規で求職登録された方のうち一般就労を希望された方がハローワークの窓口で40名(男性26名、女性14名)おり、同年度中に18名(男性13名、女性5名)就職された。年齢別では、19歳以下が2名、20～24歳の方が7名、25～29歳の方が2名、45～49歳の方が4名、それ以上の年齢の就職はない。  
発達障がいの方を含めた就労支援は今後の重要な課題であると認識しているが、企業の理解や就労後の定着支援が必要であり、行政として力を入れないと簡単には進まない分野だと考えている。
- ・ 施設入所支援について、退所された方とはどのような状況の方か。また退所した後どこに行かれたのか。障がい者や家族の高齢化という問題もあり、入所者を家庭に帰すということは難しい。
  - 高齢で亡くなられた方が多く、入所されている方は重度の方が多いためグループホームに移行された方は少ないと推測される。
- ・ 事業所に対する研修の事後評価やフォローアップが必要。事業所の方が障がいのある方をどれだけ理解できているかということが最も重要であり、利用者に関わっている者全てが研修の成果を発揮しなければ意味がない。
  - 人材確保のみならず、人材の質の向上についても岐阜県障がい者総合支援プランに盛り込んでいきたい。

- ・ 就労継続支援A型事業所について、暫定期間を設けるといいう指定の手続き方法について岐阜県の考え方はどうか。
  - 他県の実施状況を見ながら、学べるところは学んでいきたいと考えているが、この手続きを採るのは当県の現状等から難しいのではないかと考えている。
- ・ 計画相談について、相談支援事業の単価が低いといった課題に対応するため県として上乗せで加算をするなどの措置は考えられないか。現在の単価だけでは事業として成り立たないので、体制が整備できるのか非常に心配。
  - まずは、国の報酬改定について強く要望して参りたいと考えている。

## 2 岐阜県障がい者総合支援プラン(仮称)策定について

### ①障がい者総合支援プラン(仮称)骨子案について(事務局説明)

○事務局説明(資料3、5、6、7により説明)

○意見・質疑等(→の部分は回答及び説明)

- ・ 骨子案の「安心して暮らせる社会環境づくり」の部分について、一般の方と障がいの者の差別の解消以前に、三障がいの中で依然として精神障がいは取り残されていると感じる。具体的な施策等について御検討いただきたい。
- ・ 精神障がい者に対する相談員は公表されておらず、身近に相談できる人がいない。なぜ精神障がい者の相談員制度は無いのか。家族会による相談に加えてさらに詳細まで相談できる専門的な相談員が必要だと思う。
  - 精神障がい者の相談員制度については、別途確認する。また、家族会による相談についても、まずは現状を把握したうえで、必要な事業の実施について検討して参りたい。
- ・ 精神障がい者に対する偏見や差別を解消するための取組を進めてほしい。
  - 精神障がいのある方に対する偏見もよく承知しているところであり、今回の計画の中でも十分配慮したい。
- ・ 就労について、3障がいの中でも一番苦勞するのは精神障がい者である。県でもよく考えてほしいと思う。
- ・ 他県では、発達障がい専門で対応する相談員がいるところもある。最初から病院に行くことは難しいため、やはり相談員は大事である。
- ・ 3日も4日も寝ないでふらふらになってしまっている発達障がい者の親達がおり、レスパイトケアを必要としている。発達障がいの方もレスパイトケアの対象にしていただきたい。
- ・ ひまわりの丘については、再整備していただければ非常に助かる人がいる。是非このことについてはお願いしたい。

- ・ 学校の質の向上ということが盛んに言われ、取り組まれてきたと思うが、具体的にどういったことをやっていくのかしっかりと組み立ててほしい。
- ・ 相談体制について、岐阜県難病団体連絡協議会では相談機関を運営しているが、協議会だけが難病の相談を受けている訳ではなく、県の保健所でも相談を受け付けている。身近な地域でのサポート体制も重要であるため、制度を紹介する手引き等には保健所も相談窓口として位置づけてほしい。
- ・ 難病患者に限らず医療の必要な障がい者が増えてきているため、市町村の窓口にも保健師を増員するなどの対応を検討してほしい。
- ・ 骨子案には難病は、「難病患者の支援等(相談、就労支援等全般)」と「全般」という記載になっている。難病患者であっても保健・医療だけでなくあらゆる支援を必要としているため、支援項目を幅広くもたせるよう計画を策定してほしい。
- ・ 難病は様々な障がいの基ともなるので、難病患者の数を計画に載せるということ自体が大きな意味を持つ。
- ・ 手帳を持たない難病患者も障がい者の中に入っているため、そのサービス数値目標を明確にしてほしい。
- ・ 医療の必要な障がい者が増えてきているため、骨子案に項目として挙がっていることについて横軸で考えていくことが必要だと思う。「医療を必要とする障がい者」という視点を今度のプランで取り上げていただきたい。

## 2 岐阜県障がい者総合支援プラン(仮称)策定について

### ②障がい福祉施設入所者の状況について(事務局説明)

○事務局説明(資料4により説明)

○意見・質疑等

- ・ 地域移行の問題について、地域移行の対象になっている今施設にいる方たちがどんな思いでいるのか考えたら、我々当事者の側からはなぜそんなことを強引にやるのかと言いたい。
- ・ 国の方針に沿って施設に入所し、ようやく施設の生活にも馴染み穏やかな余生をそこで過ごせればと願っている方もたくさんいると思われる。それを今度は国の方針で施設から出せと言われる。施設から出た後に、その人たちに本当に幸せな生活が待っているのであれば、地域移行を大いに進めるべきであるが、そうでないならいくら国の方針といえども承服できない。
- ・ 今施設におられる方々はその場所で穏やかに生活してもらい、新たに障がいを持った方たちが地域で生活できるよう今あるサービスを最大限に使う方法を真剣に考えるべきである。

- ・ 地域移行した方たちがその後どういう生活をしているかということをしかりと追跡調査するべきである。

### 3 障がい者用体育館の整備について(事務局説明)

○事務局説明（資料8により説明）

○意見・質疑等（→の部分は回答及び説明）

- ・ 手帳を持っていないような方も施設を利用できるよう配慮してほしい。またインストラクターのような方がいらっしゃるといい。選手の養成だけでなく、一般の障がい者も使えるようにしてほしい。
  - 障がい者スポーツの裾野拡大は最も重要なことだと考えており、競技力の向上を目的とした方だけでなく、多くの方にお使いいただける施設とする予定。インストラクター等の配置も今後検討していきたい。
- ・ 県が障がい者スポーツの裾野拡大、選手強化のためにぎふ清流大会終了後も相当な予算を確保し育成に努力していただいております。全国障害者スポーツ大会等で結果を出すことができている。さらに鷺山地区の再整備により施設面も充実するため、よりよい効果が出るのではないかと期待している。

### 全体を通して

- ・ 心のバリアフリーを教育の早い段階でやっていただきたい。これは障がい者だけでなく、誰もが望んでいること。幼少期から心のバリアを取り除くということに取り組んでいただければ、違った世の中になっていくと思う。
- ・ この会議は施策の推進会議である。委員の皆さんのご意見がきちっと施策に反映されているかどうか見定めていくことが重要。

<閉 会>